

平成 21 年 7 月 31 日(金)

於・三番町共用会議所

大 会 議 室

食料・農業・農村政策審議会食糧部会 議 事 録

農 林 水 産 省

目 次

1 . 開 会	1
1 . 部会長選任	1
1 . 部会長挨拶	2
1 . 総合食料局長・次長、食糧部長挨拶	3
1 . 議 題	
(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について	5
(2) 米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針の策定について	3 2
(3) その他	4 5
1 . 閉 会	4 5

開 会

前島需給調整対策室長 皆様おはようございます。予定の時間が参りましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましてはお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まず食料・農業・農村政策審議会の委員につきましては任期が2年とされておりまして、この7月5日に食料・農業・農村政策審議会の委員の改選が行われております。

今般の改正によりまして、これまで本食糧部会に属しておりました、神田委員、林委員、深川委員、藤岡委員につきましては全員が再任されておりまして、本食糧部会に属すべき委員につきましても、食料・農業・農村政策審議会の林会長から、引き続き、神田委員、林委員御本人、深川委員、藤岡委員の4名の委員の方が指名されております。

本日の委員の皆様の出席状況でございますけれども、岩崎委員、深川委員におかれましては所用により御欠席との御連絡を事前にいただいております。

なお、富士委員、竹内委員につきましては若干遅れてお見えになるようでございます。

結果、全体の3分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条の規定によりまして、本部会は成立しております。

部会長選任

前島需給調整対策室長 今般の委員の改選につきましては全員再任ということではございますけれども、改選が行われたことに伴いまして、ここで改めて食糧部会長の選任をお願い致したいと思います。

部会長の選任につきましては、審議会令第6条第3項の規定に基づき、部会に属する委員の互選によることになっております。したがって、4名の委員の皆様の中から部会長を互選していただく必要がございます。

神田委員、いかがでしょうか。

神田委員 私は引き続き、審議会の会長でいらっしゃいます林委員にお願いしたいというふうに思っております。

前島需給調整対策室長 ただいま神田委員から林委員を部会長に推薦する旨の御発言がございましたが、藤岡委員、いかがでしょうか。

藤岡委員 異議ございません。

前島需給調整対策室長 本日、深川委員が御欠席されておりますが、このように2人の委員の方から御推薦がございました。林委員、いかがでございましょうか。

林委員 御推薦いただきましたので、お引き受けいたします。

前島需給調整対策室長 それでは、食糧部会の部会長には、引き続き林委員が選任されましたので、お手数ですけれども、林委員におかれましては部会長席に御移動願います。

この後の議事進行につきましては、林部会長にお願いしたいと思います。

なお、委員の皆様をお願いでございますが、御発言の際には部会長からの御指名に応じて、マイクの緑のボタンを押していただいて、それから御発言をお願いいたします。また、御発言後は再度、緑のボタンを押してマイクを切っていただくようお願いいたします。

部会長挨拶

林部会長 それでは、最初に簡単に御挨拶を申し上げます。

食糧部会の部会長を引き続き務めることになりました林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に私から部会長代理を指名させていただきたいと思っております。

本件につきましては、食料・農業・農村政策審議会令第6条第5項の規定に基づきまして、部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名するということになっております。

本日欠席されておりますが、継続してこれまでと同じように深川委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、本日はお手元にありますように「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」及び「米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針（案）」につきまして御審議いただくこととしております。

このうち、後者の「米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針（案）」につきまして

は、米粉・飼料用米への利用の促進を目的として、すでに7月1日に施行されました「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」に基づき、定めるものでございます。

この基本方針の審議につきましては先般開催されました審議会により、今後はこの部会、本食糧部会で行うことになりましたので、ここで審議をよろしくお願いいたします。

また、本部会につきましては、審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開するというようになっております。

さらに、本部会における皆様の御意見等につきましては議事録として取りまとめた上、公開させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

総合食料局長・次長、食糧部長挨拶

林部会長 それでは、まず開会に際しまして、7月に総合食料局長に御就任されました高橋局長から御挨拶をいただきたいと思っております。

高橋総合食料局長 おはようございます。今、御紹介いただきました高橋でございます。7月14日付けで総合食料局長を拝命いたしました。委員の皆様方にはまた今後とも何かと御指導のほど、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

御承知のとおり、現在、農林水産省におきましては、本審議会の企画部会の方で次期の食料・農業・農村基本計画の策定に向けました御審議をいただいているところでございます。今回、3回目になるわけでございますけれども、当然のことながら国内におけます生産を今後どのように政策の方向を位置づけていくのか、米、あるいは麦も含めまして水田農業政策、ここの部分についても非常に大きな議論になろうかというところで様々な御議論をいただいているところでございます。また、水田農業政策につきましては、年初来様々な場におきまして御議論いただいているところでございまして、今日もたしか資料の方に入っているかと思っておりますけれども、先般はアンケート調査等を実施するなど今後の重要な施策の方向性を位置づけるに当たりまして、関係方面の様々な御意見をいただきながら、農林水産省内部におきまして、あるいは政府内におきましても検討を進めているところでございます。

このような中で、本日は今部会長からもお話がございましたけれども、例年のことではありますが、21年、あるいは22年にかけての米の需給見通し等について、御審議いただくと同時に、先般、法律を成立させていただきました米穀の新用途への利用に関する

基本方針についても御議論いただくことになっているわけでございます。この米穀の新用途、これはもう皆様よく御承知のとおりでございますけれども、従来の主食用の米に限らず飼料用、あるいは新たな米粉の需要ということで、日本におけます水田農業をフルに活用していく、そのための重要な手法というふうに考えているところでございます。これと併せまして、主要食糧法の改正、米トレーサビリティ法の制定、米関連三法を先国会で可決いただいたわけでございますが、逐次、これの施行に向けて準備を進めているところでございますけれども、その第一弾の施行といたしましてこの法律が施行されたわけございまして、この基本方針につきましても、ぜひとも慎重な御審議をいただければというふうに思っている次第でございます。

私ごとでございますけれども、ちょうど5年前から4年前にかけて、当部会におきましても非常に活発な御議論をいただいた、そういうこともございます。その節からいろいろと委員の各位におかれましては御指導等をいただきまして、まことにありがとうございました。引き続きまたこの場におきまして御指導、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。私の御挨拶に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

林部会長 ありがとうございました。大変力強いお言葉でございました。

それでは引き続きまして、佐藤総合食料局次長にお願いいたします。

佐藤総合食料局次長 ただいまの局長と同じく、今月14日付けで次長を拝命いたしました佐藤でございます。何かと皆様にはお世話になりますので、よろしく願いいたします。

林部会長 ありがとうございました。

続きまして、荒川食糧部長、お願いいたします。

荒川食糧部長 同じく、7月14日付けで食糧部長を拝命しました荒川でございます。よろしく願い申し上げます。

林部会長 ありがとうございました。

それでは、お手元でございます本日の議事次第に従って進めてまいります。

まず「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」につきまして事務局から資料の説明をしていただき、委員の皆様からの御意見、御質問を頂戴した上で、本指針案が適当であるかどうか決議したいというふうに思います。その後、「米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針(案)」につきましても資料の説明をしていただき、委員の皆様からの

御意見、御質問を頂戴した上で、本方針案が適当であるかどうか決議したいと思います。

事務局並びに委員の皆様におかれましては、限られた時間内で効率よく議事を進められるよう円滑な進行に御協力いただきたいと思います。

全体といたしましては 12 時までには終了したいと考えております。このような取り進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいります。

議 題

(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

林部会長 それでは早速ですが、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問のありました「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」について、事務局から諮問文書の読み上げを行っていただき、引き続き資料の説明をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

村井計画課長 計画課長の村井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速資料の説明に入りたいと思います。まず資料の1と資料の2を使いまして説明をさせていただきたいと思います。

農林水産大臣より審議会に対しまして諮問がされております。資料1の方になりますけれども、諮問の写しを読み上げさせていただきます。

2 1 総食第 4 3 5 号

平成 2 1 年 7 月 3 1 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

続きまして、資料2「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」につきまして、

御説明をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

まず、お開きいただきまして1ページでございます。第1「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」でございます。この基本方針につきましては、例年の基本方針と基本的に同じと考えていただいてもよろしいかと思えます。米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づいて、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行っていくということでございます。

このうち、生産調整の円滑な推進につきましては、農業者・農業者団体が行政と適切に連携をして生産調整目標の達成に向けて取り組むということ、水田を最大限に活用するため、主食用米の需要の拡大、米粉用米、あるいは飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組むということでございます。また、備蓄につきましては6月末時点での在庫量100万トン程度を適正水準として保有していくという方針に基づいて運営をしていきたいということでございます。

続きまして、第2「米穀の需給の見通しに関する事項」でございます。この需要実績の算出方法については基本的なルールは変わっておりません。今回、平成20年から21年にかけての需要実績ということで、対象期間、対象米穀につきましては20年の7月からことし21年の6月までの1年間が対象になるということでございます。

算出方法も基本的に変わっておりません。表の1にあるとおり、同じ考え方に基づいて算出をしております。民間流通米の需要実績と政府備蓄米の需要実績を合算するというところでございますけれども、民間流通米の需要実績につきましては、政府備蓄米以外の主食用米等の生産量、それから在庫量の増減を基に算出を行い、政府備蓄米の需要実績につきましては、政府備蓄米の主食用への販売数量を需要実績としてカウントいたしております。

続きまして、2ページ目は全国の需要実績でございます。現時点では速報値ということになりますが、この方法により平成20年7月から21年6月までの1年間の需要実績を算出したところ、下の図1にありますように824万トンということになっております。景気低迷が続いている、こういった状況の中で、家庭での消費は比較的堅調に推移をしているというふうに見ておりますけれども、外食における消費減少等の影響、こういったものが反映されているというふうにご考慮をいたしまして、昨年の需要実績は855万トンということになっておりましたので、それとの対比で申しますと、かなり下回っているというふうな結果になってございます。

なお、20年から21年の需要実績につきましては、今年11月に予定をしておりますこの基本指針の改定において確定値を報告するということとなりますけれども、これに向けてさらに精査を行うということになります。

詳しくは図1のところでございますが、本年、6月末の民間在庫が212万トンということになっております。昨年の6月末の在庫水準が約161万トンということになっておりますので、民間在庫で見ますと約51万トンの積み増しという数字になっております。20年産の主食用米等の供給量が855万トンということでございます。それから政府米の販売状況は、この1年間で約20万トンの販売実績ということになっております。これらを踏まえまして、差し引き主食用等の需要量については約824万トンになるということでございます。

続きまして、3ページの方をごらんいただければと思います。この20年の需要実績を踏まえまして、平成21年7月から22年6月までの1年間の全国の需要見通しを算出しております。この算出方法もこれまでと同様に、平成8年産以降、直近20年までの全国の需要実績を用いてトレンドで算出するというところでございますけれども、このトレンドで算出を行いましたところ、結果といたしまして、その下にありますように、21年産の需要見通しにつきましては821万トンという数字になっております。これも現時点での速報値ということでございますので、また11月に向けて精査をしていくことになるかと思っております。

以上、20年の需要実績、21年の需要見通しの紹介をさせていただきましたけれども、これらを踏まえて4ページをご覧ください。21年の需要見通しにつきましては、全体を表にしております。供給量といたしましては、平成21年6月末の在庫量が民間流通在庫、それから政府保有在庫を合わせて298万トンということになります。一方、主要食糧の生産量につきましては、現在、生産調整の最後の推進をかけているということもあり、今年の最終的な実績がどういう数字になるかはまだ確定をしておりません。昨年11月に作成をした基本指針におきましては、21年産のお米の全国の需要量に関する情報は815万トンという数字になっております。現時点ではこの数字をベースに算出をしております。この結果、21年から22年の主食用米等の供給量の合計は1113万トンということになります。一方、需要量は3ページで見ていただいたとおり821万トンということになります。したがって、平成22年6月末の在庫量につきましてはこの供給量と需要量から算出をいたしますと、292万トンというふうに見通されるところでございます。

なお、現在政府の備蓄米は先ほど申しましたように6月末時点での在庫量は政府備蓄米としては86万トンという数字になってございます。

続きまして第3「米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項」でございまして、1の基本方針のところでも説明をさせていただきましたとおり、国の行う備蓄、米穀の生産量の減少によってその供給が不足する事態に備えるということで制度を運用しております。そういった事態に備えて必要な数量の米穀を在庫として保有をするということになってございます。6月末時点での在庫量100万トン程度を適正水準として、その年ごとの需給状況を踏まえながら必要な数量の米穀を保有するというところでございます。平成21年から22年にかけての備蓄運営でございましてけれども、これにつきましては回転備蓄の適正かつ円滑な運営を図るという観点から実際の販売数量が計画を下回るが見込まれた場合、計画と販売見込数量との差について、その相当数量を政府買入数量から減じるという備蓄運営ルール、これに従って運営をしていくということになってございます。この備蓄運営ルールを前提といたしまして、現時点では政府備蓄米の販売数量については50万トンという仮置き数字を置いております。そういったことで御理解をいただければと思います。今後、需給事情等が変動した場合に所要の見直しを行っていくということになります。

それから、5ページでございまして、これは3月の基本指針に盛り込ませていただいておりますミニマムアクセス米の関係でございましてけれども、そのとき御審議いただいたように、WTO農業交渉において新たな合意ができるまでは、アクセス数量については平成12年度の水準が維持されるということから77万玄米トンということになってございます。なお、SBS方式による輸入は予定数量10万トンということで、この点については変更はないということになって御理解を賜ればと思います。

あと参考統計表を幾つか掲載をしております。6ページをお開きいただきますと、1世帯当たりの米の購入数量を総務省の家計調査からデータを引用させていただいております。月によって増減はございますけれども、昨年7月からここまでの全体の購入数量ということで申しますと前年と比べてほぼ同程度ということですが、先ほど申しましたように、外食等の影響が全体の需要実績の減少に反映されているのではないかと推測をしております。

あと7ページ、平成11年以降の政府、それから民間流通における6月末在庫の推移を掲載しております。民間在庫は昨年に比べると約50万トン積み増しということにはなっておりますけれども、平成15年、16年ごろの水準のところと大体同程度の水準になって

いるような状況でございます。

8 ページのところでは、政府備蓄米の現在の在庫の状況ということで、各年産のお米ごとに数量を掲載しております。現在、平成 17 年産が 20 万トン、18 年産が 25 万トン、19 年産が 30 万トン、20 年産が 10 万トン、そういった構成になっているということでございます。

以上、少し早口で大変恐縮でございましたが、基本指針の案についての説明とさせていただきます。

なお、この基本指針の関係につきまして、参考資料 1 といたしまして、最近の米をめぐる関係資料ということでお手元にお配りしているかと思えます。時間の関係もございませので内容の説明は省略をさせていただきたいと思えますけれども、最近の米の需要動向についてということで、データの関係、あるいは関係業者さんの方から聞き取ったいろいろな情報、そういったものを掲載しておりますので御参考にしていただければと思っております。これに加えて、先般農林水産省の方で実施いたしました米政策・水田農業政策に関するアンケート調査の結果を公表しました。そのアンケート調査の結果は参考資料 1 の 7 ページ以降に掲載をしております。

アンケートの内容につきましては、特に生産者・農業者の間ではこの生産調整についてさまざまな意見があるという結果が出ております。その中でも何らかの形で見直しが必要だという声が非常に強いということ、それから見直すに当たっては経営安定対策、あるいは他作物への助成、いわゆる産地づくり対策ということになるかと思えますけれども、そういったことをポイントに挙げておられる方が多いというような結果が出てございます。

また、消費者の皆様からもやはり現在の農業・農村の置かれた状況を踏まえると、政策の見直しが必要だという声が圧倒的だということになっております。そういった中で、生産調整についても消費者の皆さんからもいろいろなお声をちょうだいしておりますけれども、何らかの支援といたしますか、そういったものが必要だという声も大変多いというような結果が出ております。我々、今後の米政策、水田農業政策を検討していく上で、このアンケート調査の結果も十分踏まえながら議論をしていきたいというふうに考えております。

以上で私の方からの説明を終わらせていただきます。

林部会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容は具体的な事項として整理しますと、第 2 の米穀の需給の見通しに関する事項、それから第 3 の備蓄に関する事項、そして第 4 は輸入に関す

る事項ということになるかと思いますが、計画課長から御説明がありましたように、本日配布された参考資料につきましてもあわせて御質問、御意見があれば、順番は構いませんので、どこからでも御質問、御意見をいただきたいと思います。

なお、配布されております資料の一番最後には、本日御欠席の岩崎委員からの基本指針及び基本方針についてのコメントがございます。これもごらんになっていただきたいと思っています。

それではいかがでしょうか、どなたからでも結構ですので、御質問、あるいは御意見をいただきたいと思います。

青山委員。

青山委員 数字については特にコメントはないのですけれども、2ページの全国の需要実績のところ、外食の消費が減少したという御説明をいただいたのですが、外食が減ったのであれば家庭消費がもっとふえてもいいのではないかと、あるいは不景気ということで外食が減ったということだと思えるのですけれども、常に外食する人が急に家で御飯を食べるということはなく、やはり常に外食を思うのですね。ただ、事業者さんが安いお米に移行するのであればわかります。あとパンに戻ったということもあるのかなどか思って、この一言、外食の減少というのが、まあ事前の説明もお受けした上でお聞きしているのですけれども、きょう米濱さんもいらっしゃいますので、本当のところはどうなのかなというのをもうちょっと知っておかないと、今後の生産者が米づくりをするに当たって本当に外食は伸びないのかというあたりが聞きたいと思うのですね。そのあたりをもう少し御説明いただいたり、米濱さんの御意見などをいただければと思います。

林部会長 それでは、米濱委員から先に。

米濱委員 そうですね。確かに昨年、リーマンショック以降からは急激にやはり落ちたというのは事実ですね。それで、やはり安いファストフードの方に、ハンバーガーとか、価格の安い方にお客さんが流れているということはやはり事実だと思います。だから、さっきおっしゃられたように外食が減ったのなら内食がふえるべきではないかなと、僕もさっき説明を聞きながら実はそれは思ったのですけれどもね。だけれども、米だけではなく、麺類も、そして全体が減っているのですね。この統計で、我々上場各社の統計が、やはり一般的な上場各社の大手の数字ですから、それは比較的下がり方が少ない。やはり中央首都圏より地方の方がひどいと思いますね。小規模のところほど非常に下がっているという感じは、そのデータが余り出ていないというのはあると思います。一般的に、自分の

感覚で言っても確かに減っていることは事実ですね。でも、減ったらどこかで食べなければいけないので、どこかがふえないといけないと思うのですけれども、ちょっとこの数字には出ていないですね。

すみません、何も回答になりませんで。

林部会長 ありがとうございます。

村井計画課長 確かに家計調査の数字を見ても、今の青山委員からの御指摘のあった点、我々としてもなかなかきちっと分析するだけの材料というのが十分ではないというのは事実でございます。直近、平成21年の5月までのデータしかなかったもので、平成20年7月から平成20年の5月と、それからその前の平成19年の7月から平成20年の5月の11ヵ月の比較で申しますと、実は対前年で申しますと家計での購入量というのは1.2%ふえているというデータになっております。それに対してパンですとか小麦粉ですとか、そういったところは実は数字的には落ちているというような状況になっておりまして、今御指摘があったように、確かに外食は減っているのだけれども、その分、家庭食というか、中食、内食がもっとふえていてしかるべきというふうに我々は思うのですけれども、どうもデータの的には素直にそこまでは出ていないということが正直なところでございます。

ちなみに極端にふえているのはダイエットの関係でブームになったバナナだけなのですね。そういったデータが出ているということで、我々としても今手元にあるデータ、確かにちょっと不十分なところはありますけれども、こういった消費者の動向はどうなっているのか、また今後きちんと勉強していきたいというふうに思います。

林部会長 ありがとうございます。

米濱委員 一言。

林部会長 はい、どうぞ。

米濱委員 先ほどの件につけ加えて申しますと、昼は余り減っていないのですね。夜の落ち方がドカッと、これは外食、どこもですね。ですから、夜、居酒屋さんも含めて、そして我々の普通の食事のところもやはり減っているのです。だから、夜、家でビールを買ってきて、ちょっとなにか買ってきてもう余り食事をしないのか、そういう人が多いのかちょっとわかりませんが、夜が減っています。昼は大体、そんなに、減り方は少ないと思います。

以上です。

林部会長 ありがとうございます。

神田委員、どうぞ。

神田委員 関連なのですけれども、参考資料というのは先ほど説明をしないということですが、事前に説明に来られまして、そのときにちょっと御説明がありましたのには、消費者向けの調査表も9ページにあるわけですが、農水省の情報交流モニターというのがあるのですね。これは、私は消費者もかなりモニターになっているのだなというふうに思ったのですが、これはどういうもので、今までどのような調査をしているのか、あるいは同じような調査をやっているとすれば、38ページのところにあるこういった消費量についての答えも1点ではなくて継続的にできているのかなと、そこから何か読み取れることはないのであるかなというふうにふと今思ったのですが、このモニターについてどういうものであるかということと、どんな調査がされているのか、今後、ここを生かしていくのも必要なのではないかなというふうに思いましたけれども、いかがでしょうか。

村井計画課長 このモニターさんの関係でございますけれども、我々、定期的に農林水産行政全般に関していろいろなアンケート調査を実施しておりまして、その際、このモニターさんをお願いをしているというようなことでございます。今回、米政策、水田農業政策ということでこのようなアンケートを実施したのは初めてということございまして、具体的にほかの項目、最近、こういった調査をかけているか今手元にございませんで、ほかに例えばこういったアンケートについて、こういったモニターの方にお願したという具体的な紹介はできないのですけれども、様々な分野にわたっているいろいろなアンケートをお願いをしているということでございます。

そういった中で、モニターさんには定期的に、我々から農林水産政策なり、いろいろな農林水産業関係の情報を提供させていただいているということになっております。例えば、生産調整の必要性についてお尋ねをした結果が40ページの方に出ております。消費者の皆さんの目から見ると生産調整が必要だとお答えになった方が32.8%、それから今現在、米の作付けを減らすという意味での生産調整はやめて、麦、大豆などの自給率向上対策、ほかの作物の振興対策、これをきちんと打つべきというふうにお答えになった方が35.4%、それからもう基本的に生産調整はやめて、特段の支援も要らないのではないかとお答えになった方は4.4%というような結果が出ておりますけれども、これはモニターさんと、あとこのアンケートの中ではモニターさんだけではなくて、インターネットを活用した委託調査もお願いしております。そのモニターの方々の回答と委託調査により御回答いただいた方々の回答を分けて分析をしたのがその40ページの下グラフになります

けれども、これで見ますと、モニターさんの方が生産調整が必要だとお答えになっている方の割合が少し多いというような結果が出ております。これは先ほど申しましたように、例えば水田の有効活用だとかそういった観点から我々が常日ごろから様々な情報提供をしているというようなことがございます。こういったモニターさんと委託調査でお答えになった方々がもともと持っている情報の差といいますか、そういったものがこういった結果の違いに反映されているのではないかというふうに考えております。

林部会長 よろしいですか。

神田委員 はい。まあ今のテーマだったのは、お米をなぜ食べなくなったのかということですので、こういった需要、何かの基盤になるような質問については継続的な調査をなさった方がいいのではないかというふうに思ったものですからお聞きしました。当然、こういった調査だけでは一面的な部分がありますから、例えば食事の時間帯が、さっき夕飯という話があったので非常に遅い時間帯になっているとか、そういったことも違う角度からも見る必要があると思いますので、いろいろなデータを照らし合わせる必要があると思いますが、せっかくこういったモニターがいるのですから、これはこれでしっかり継続的な調査をして生かしていく必要があるというふうに思います。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、竹内委員と、そして福代委員と。

竹内委員 ちょっと幾つか御質問なり感想を申し上げたいと思うのですが、今ちょっと議論になっている消費の動向についていろいろな議論が常時ありますけれども、私自身はこれだけの国民全体の食生活に関する動向が変化しているのかどうか、どちらへ向いてどう変化しているのかという事実関係をどうやって把握していくのかということが大事だと思うのです。しかし、この短期的な動きから構造的な変化が起きているのかどうかということを即断するのは非常に難しいので、もしそういうことが簡単にできるのなら、どんな産業だって構造改革がおくれるということは起きないわけですから、自動車産業でもこれだけ世界の大きなテーマになって、やはりそう簡単ではない。ですから、この1、2年間を見ても、資源、食料価格の高騰があって、少し揺り戻しがあってということが起きましたから、それに伴って麦の価格が上がる、報道がされる、どのぐらいの影響があるかということは別にして、心理的には麦からお米に少し動くというようなことは短期的には起きているだろうと思うのです。ですから、そのときに米の消費が復帰したのではないかというふうに即断しがちなのですが、余り短期的に即断することは非常に危険だと

いうことは過去に何回も経験しております。ですから、中期的、構造的にどう変化していくのかということは慎重によく見極めていく必要があるなということはこの2、3年でも重ねて経験したということではないかと思うのですね。

それからもう一つ違和感がある議論としては、食生活について、今もちょっとどういう趣旨の議論なのか私はよくわからないのですが、食生活が夜型になっている。あるいは夜の消費が減っている、あるいは外食が減っている。政府はある意味ではパブリックの部門であり、あるいはここで議論しているのは農業政策全体のことを議論しているわけですから、どういう角度からそれが問題だということか、例えば国民の衛生、健康の観点から全般的に問題だということであればそれは非常に大きなテーマになると思うのですが、これは農林省も御関心を持って欲しいわけですが、政府全体、どちらかと言えば厚生省の分野ですね。別に所管のことを議論するわけではありませんが、どういう角度からそれを取り上げるのかということ意識しながらでない、単なる生産者サイドの希望を表明されているということであれば、その程度の、その程度というのは変ですが、そういうようなことなのかどうかということなので、ちょっと抽象的で表現が余り適切ではないかもしれませんが、どういう角度から問題を取り上げるのかということとその都度明らかにしておかないといかんのかなという感じがいたしますね。

それからこのアンケートについてはやはり幾つか疑問があるので、そのアンケートから何を酌み取ることができるのかというのがアンケートの趣旨ですから、そうすると、よくあるのはアンケートの質問自体が、意図せざる誘導する結果になるようなことがあるということもアンケートは一般的によくありますね。ですから、例えばここで1つ前からちょっと疑問に思いますのは、36ページに例えばありますように、これは消費者向けですけれども、カロリーベースの食料自給率が4割ですよ、海外に食料を6割依存していますが、これについてどう思いますか、こういうような質問の設定であれば、これは安心できないのではないかと、自給率を向上させるべきではないかという答えが出てくるだろうということとは十分予想できますね。しかし、この質問の仕方自体に客観性があるのかどうかということ自体が前から実は問題なわけですね。つまり、これは普通の人がこの文章を読んだら、我々が購入している食料の4割しか国産でない、6割は輸入しているのだというふうに思いますね。これは大変な誤解ですね。カロリーベースですよ。ですから、前にも議論がありましたように、ここの議論がどうか分かりませんが、例えば野菜、野菜はカロリーはほとんどゼロです。しかし、食生活の中で野菜は4本柱の1つに入っていますね。ちょっ

と今数字はわかりませんが、20数%ぐらいあるのではないですか。野菜からカロリーを取ろうなどという人はいないのですよ。野菜にはカロリーはないのですから。しかし、大事なビタミンとかいっぱい入っていますね。食生活の中でも、全体の総支出の中で野菜は大きな割合を占めていますが、カロリーはゼロなのですよ。これはほとんど国産です、中国も少しありますが。ですから、カロリーベースではなくて、もう一つの指標を現に農林水産省は計算しているわけですね。つまり、総支払額ベース、これで言うとたしか7割近くが国産なのですよ。ですから、7割近くの国産とカロリーベースの4割というのは言っていることが全然違うわけですね。ですから、こういうのはよく議論する場合に考えていただいて、普通の人にはみんな誤解しますよ。ですから、これはそういう意図はないと思うのですが、中には、農林水産省は危機を煽って農業政策を今こういうことで進めていることについて世論の支持をいっぱい得たいからわざわざこういうふうに公表しているのだという悪口を言う人がいるのです。私はそんなことはないですよと言っているのですが、それはそれとして、いずれにしてもこの数字が持っている意味というのが国民に正確に伝わらないといけいなのではないかと、これだけ大事なことからということをもた改めてちょっと、こういう個々のアンケート、公表している数表自体についてももう少しきめ細かくやってほしいなというふうに思います。

それからあと一つ、二つなのですが、この52ページと44ページを見ると消費者団体と消費者のアンケートの結果が微妙に違っています。一番大きく違っているのは税金の使い方についてどう考えるかという、ほかにも少しありますが、44ページの消費者の御回答では、余り税金を使わないで自主的に農業生産をやった方がいいのではないですかと言っているように読めますね、消費者は。しかし、消費者団体の方は、いやいや、やはり相応のバックアップが必要ですよと、こういうことを言っている。これはどういうふうに解釈していいのか、むしろこのアンケートをやった方、あるいは消費者関連の方がもし想像がつくのであれば教えていただきたいのですが、こういう点はどういうふうに読むかというようなことで、よく検討していく必要があるかなというふうに思います。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、続けて質問を福代委員、藤井委員が先に手を挙げておられましたね。そして木村委員と。

福代委員 よろしいですか。

林部会長 どうぞ。

福代委員 先ほどからいろいろ御意見がございますけれども、やはり需要実績で 31 万トンも減少した、この要因ですね。一昨年からの穀物高騰、資源高騰、小麦粉製品の価格が上がったというところから落ち着いた時点で減少するということは、減少の 1 つの要因としてある程度予測はされていたと思うのですけれども、実際に 31 万トンも減少したということは非常に生産者側にとりまして残念なことなのです。それで、私たち生産者は、JA グループといたしまして、「よい食プロジェクト」等の運動を進めながら地産地消、それから食農教育、あるいはその他学校給食への提供など一生懸命運動を進めているところですが、今後の取り組みといたしまして、やはり要望になるかとは思いますが、国の方でも、今やはりさらに文科省との連携とか、それから報道によりますと自民党の方で地産地消促進法案がまとめられているように報道されておりましたが、このような実現等々の施策をとっていただいて、それから先ほどの要因もしっかり分析していただきながら需要量の回復、消費拡大を図っていただくようなそういう対応策もぜひいただきたい、そういう要望もあわせてお願いいたします。

林部会長 それでは、藤井委員ですか、次に。

藤井委員 まず最初に今回、御提案いただいた数値関係については、この間、何度となく議論してつくってきた式に当てはめて需要見通しを出しているということで、基本的に賛成でございます。ただ、この下に向かっている回帰式をどうするのかという問題は今議論にあったように大きな課題かなというふうに思っています。

その中で私、3 点ほど質問をさせていただきたいと思っております。1 つは需要が下がっている、人口も下がっておりますし、食生活も変わっているということで需要が下がっていく中で、1 つの切り口として輸出をやっていこうということが何年か前に議論になっていたかと思えます。この間、輸出に関する資料等は出ておりませんが、米の輸出に関してどのような実態になっているのか、今後どのような形で輸出を増進していくのか、その辺の施策等がありましたら教えていただければというふうに思っております。

2 点目は回転備蓄で、大変苦勞なさりながら回転備蓄をやられているというふうに思っておりますが、今回の資料の 8 ページを見ますと、平成 17 年から 20 年まで 4 ヶ年分の在庫があるという形になってございます。基本的には 2 ヶ年の在庫で回すというのが理想的かというふうに思っておりますが、今回の資料で 17 年産が減っている、これは当然だと思えますが、18 年を減らさずに 19 年が減っている。何でこう新しいものが減ったのか、その辺のところの事情についてわかったら教えていただきたいというふうに思っています。

3点目はミニマム・アクセス米が昨年、私のうる覚えなのですが、高くて結局買わなかったみたいな感じのことがあったようななかったような気がしています。今回の、本年度のミニマム・アクセス米の価格状況なりそういうものがまた去年と同じような状況になってしまうのか、その辺のところの見通しについてわかる範囲で教えていただければと思います。

以上3点です。

林部会長 これについては後からお答えいただくことにします。

では、木村委員。

木村委員 まず政府米の扱い方についてなのですが、去年、緊急対策ということで、突然政府米の買入れが、おととしかな、34万トン決まって、その後、昨年の春から19年産の試行的販売ということ、大分実際の市況がタイトになったということもあって19年産の試行販売をしていただいて、現在、通常の正規販売に戻ってきているということで、そこは価格の問題については多少不満があるところではありますが、継続を続けて淡々としていただいているということについては流通としてはありがたかったというふうに思っております。ことし、この20年産が出荷段階で大分滞留をしているというか、在庫が多いというのが去年に比べて出ておりますので、一部では政府米の政府買入を求めてという声もあったということも聞いております。もう一つは、ことしの天候の予想というのがここに来てかなりよく見えないという意味では21年産の作況については不作もあるやもしれないというのはまだはっきりしておりません。そういう意味では備蓄米というものの重要性も一方であるというふうには考えております。そんな意味で、今、政府米自体に10万トン強ぐらいの買入れの余裕があるというか、枠があるというのが実態としてあるようでございますが、そこら辺の買入れについてはどういうふうにこれから考えておられるのかということ、前からも申し上げているのですけれども、やはり全体の円滑な流通という意味で言うと、計画的にどう販売をしていくのか、買入れをしていくのかということについて、もう少し前広に教えておいていただきたいということがないと、緊急対策のように米価が急に上下するということになっても、人為的要素で余り上下するということになると流通もうまく計画が立たないと思いますし、そこら辺についてはお願いをしておきたいということでもあります。

それともう一つ、先ほどちょっと基本指針のことについてお話がありましたが、この3月時点と見ると需要実績ではかなり大きな違いが今回出ておりますので、理由については

いろいろ分析をされたりしているということは伺っておりますが、大きくぶれてくるということはできるだけタイムリーにもう少し情報を出していただくというようにした方が生産、流通、消費と、どの段階も今ここで出てきている見込みというのが1つの一番重要な指針になってそれぞれ運営をしておりますので、変化が大きそうなときについては、タイムリーな情報伝達というのをお願いしていきたいと思っております。

以上です。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、立花委員、そして今井委員。

立花委員 私の方は2つ発言させていただきたいと思うのですが、1つ目は、隣の竹内さんが問題提起されたのと若干重なる点がありますけれども、アンケートでいろいろ聞かれる場合、ニーズを調べるというのは非常に大事なものだと思っておりますが、やはりそれが国の施策と関わってくる場合には必ず、言うならば金がかかるわけで、自分は金を出さないけれども、こういうことをぜひやって欲しいという、そういう論理のままで今日の状況になってしまったわけですから、やはり国に施策を、こういうものをやるべきだと言う場合には、自分たちはその金を出すつもりがあるのかないのかということまで本当は行かないと、自分は金を出さないけれどもぜひやってもらいたいのだという、そういう議論は余り実りある議論ではないかなという感じがする。やはりそういった点をよく念頭に置きながら設問といいましょうか、そういうことをやる必要があるのではないかという点が1つ。

それから2つ目が、きょう欠席された伊藤忠商事の岩崎さんという、商社では市場調査室長ということで非常に、こういう分野ではある意味ではプロの方だろうと思うのですが、この方が問題提起されている部分、ちょっと私が不確かなものですから、あるいはこのメンバーの方々がどの程度御存じかどうかわからないので、後ほどのディスカッションの中で役所の方からお答えいただきたいと思うのですが、基本的に岩崎さんの問題提起は、1つは主食用の米に限定されていることは不可解だと言うのだけれども、私はそうでもないのだろうと思うのですが、需要の把握方法はですね。その辺がどうなのか。それから、産業用途から加工用途などの規模が詳細に把握されていなかったというのだけれども、この辺は私は把握されているのだろうと思うのですが、その辺、実際はどうなのかという点ですね。それから、こういう米の需給表みたいな、こういう岩崎私案的な感じについて、従来、農水省が公表されてきたものとどう違うのかという点、その辺、確かにいろいろこういった新しい角度から問題提起される、それについてちゃんときちんと受け止めて改善す

べき点は改善したらいいと思うし、誤解であれば誤解であるとそういうふうに説明したらいいと思うのですが、この辺、全体、あと例えばこの岩崎ペーパーの2ページの3のところで、「米全体の需要規模が把握されて初めて、新規用途に区分される需要項目に対して、費用対効果の観点での議論が可能になり」ということだけれども、米全体の需要規模は私は把握されていると思うのですけれども、その辺のところもどうなのかという点、基本的な需要、需給の実績、見通しに絡む基本的な問題を岩崎さんは問題提起されておられるので、その辺について役所サイドから見たコメントといたしましうか、反論といたしましうか、誤解といたしましうか、その辺のところをちょっと正直なところをお聞かせいただきたいと思います。

林部会長 ありがとうございます。

これも後からお答えいただくことにいたします。

続きまして、今井委員とそして藤岡委員ですね。

今井委員 政府備蓄米の件ですが、先ほど19年産が4万トン減っているということも触れられていましたが、何年か前から、古いものから売っていきましようということだったのに、なぜか19年産が4万トン減っている。たしか主要銘柄が足りないという要望があったために4万トン出したのだと思いますが、そういった売る、買うということが余りにも私らから見るとわからないうちに行われています。本当に適正かつ円滑な運営なのか、そのところが私らからはよく見えません。このたびも備蓄米が100万トンを切っている、これも色々説明は受けたのですけれども、なかなかわからないうちに売り買いがされました。先ほど流通の方から言わせると、価格の面で対応をさせていただいてよかったということだったのですけれども、生産者からすると価格の面でどうなのかな、これから新米が出る時期に売るということになると、これから先の新米に大きな影響が出るのではないかな、そっちの方を懸念するので、その辺の行動をもう少し慎重にさせていただきたいと思っています。

以上です。

林部会長 わかりました。これについてもまた後ほど。

それでは藤岡委員で、これで一応御質問、御意見を閉じてお答えいただこうと思います。どうぞ。

藤岡委員 需要実績の算出方法についてちょっとお伺いしますけれども、この1ページにも書いてありますけれども、これは生産量というのは農水の統計の作況調査から生産量

を算出しているのだと思います。実際、上がった米が数量全部足して生産量を出しているのではなくて、恐らく全国的な統計の作況調査をやっているのだと思います。そして毎月残っている在庫を引いていわゆるどのぐらい取れたかというを出しているのが恐らく需要実績だと思いますが、さきの農水内部の調査でもあったように、この農水省がやっている作況の統計調査の信憑性、これがきちとしたデータじゃないと、全部狂ってくるわけですよ、在庫を引いていわゆる需要量を出しているわけですからね。したがって、今やっている統計の作況調査のあり方、これが本当にきちとした今の時代に合うような適正な作況調査なのか、たしかこの間の内部調査でもありましたね、何かずさんな調査をやっていたという経緯がね。ああいうのがあるとすれば、非常にこの需要実績の信憑性が問われるのですよ。したがって、その辺のところを今後はどういうきちとしたデータを出すための作況調査のあり方をやろうとしているのか、その辺のところをちょっとお伺いしたい。

もう一点は、さっき備蓄のところでも出ましたけれども、今、政府の持ち越しが 86 万トンぐらいあるわけですが、100 万トンぐらいが適正規模と言っていて、例えば 86 万トンとか、あるいは 100 を超えているときもあたりしませんが、適正規模というのはじゃあどういうあれなのか、86 でも、これでも適正なのか、あるいは 50 になってもこれが適正と言えるのか、その辺の考え方をちょっとお聞きしたいのと、さっきと重複しますが、この政府の備蓄米の販売方法といいますか、これは前の食糧部会でも何回か出ていますけれども、突然売ったり突然買ったりとか、そういうのが非常に市況に影響を与えるのだと思います。特に、これから今新米が出てくるこの 2 ヶ月ぐらいというのは新米の価格、あるいは今持っている 20 年産米の市況に非常に影響を与えますので、その辺にある一定のルールがあってこれはしかるべきではないかと思えますけれども、その辺の考え方を一つお伺いします。

林部会長 どうぞ。

富士委員 すみません、遅れて来まして。1 つは御質問ですけれども、821 万トンという需要見通しですけれども、いろいろ御意見があったかと思いますが、これの分析をして欲しいというか、何かあればお聞かせ願いたいというのは、その外食と家庭用消費とありますけれども、外食の方の需要減少が大きいのではないかとということだと思いますけれども、一方で、じゃあ米と小麦、麺とかパンのいわゆる主要穀物の需要の代替みたいなものがあるのかなのか、つまり米がそのぐらい、20~30 万トン減ると小麦なり小麦粉の需要はふえているのか減っているのか、それとも小麦も減っているのか、つまり穀物需要全体

が減っているのか、それが家庭用、外食とかどういう動向になっているのかとか、その辺の細かい需要の動向なり分析があったらお聞かせ願いたいというのが1点目です。

2点目は、政府米の買入れ、売渡しに関してでありますけれども、こういう端境期での米価の需給の動向、それからこれから21年産米が出てくる、その作柄がどうなるかということはあるわけですが、いずれにしても政府米が100万トンの適正備蓄を下回っているのに、上回っているのなら、売り越ししているのは買った数量より売った数量を多くして備蓄数量を減少するというのは備蓄運営としてわかりますが、100万トンの備蓄数量を切っているのに買った数量より売った数量が13万トンも14万トンも多いという、そういう売買というか、売り渡しというか、政府米の運営をするというのはどういうことなのかというのがわからない。私はだからそういう端境期とか、これから21年産の作柄とか新米が出回るというのを見極めるというのはあると思いますけれども、少なくとも買うべきだと思います。売った数量と同等の数量を買うべきだというふうに思います。ただ、その買う時期とかということはあると思います。

そういう意味で政府米の運営といいますか、それは消費者のための備蓄のためということなのですが、年間20万トンぐらいの米の数量を買ったり売ったりするということは当然に米の需給や価格に影響を与えるわけで、どういうふうにやっていこうとするのか、推進の中では50万トン買って50万トン売るという、大卒の売り買いの数量しか示されないわけですが、じゃあ具体的にどういうふうにやっていくのかということがよくわからないというところがありますので、その辺、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

林部会長 それでは、大体御意見と御質問をいただきましたので、お答えいただきたいと思います。

村井計画課長 それでは順次お答えさせていただきたいと思います。

まず竹内委員の方からお話がありました。食生活、どういうふうに見ていくのか、こういった点、また御意見を踏まえて我々も考えていかなければいけないところがございますけれども、アンケートの関係、確かに我々、基本は、できるだけ中立的に意見をお伺いするというような観点からこの設問をつくったつもりではございますけれども、確かにいろいろな角度からごらんいただければさまざまな意見があるということは承知をしております。またそういったところを踏まえながら今後の取り組みに生かしていかなければいけないと思っているのですけれども、その中で消費者と消費者団体の違いというお話がござ

いました。確かに生産者の支援のあり方について、少し個人ベースの答えと消費者団体の方からいただいたお答えは傾向が違っているところがあるかと思えます。やはりこれまで我々、農業政策、特に構造政策を進めていくに当たって担い手に重点化していくというように進めてきたわけでございますけれども、消費者団体からの御回答はこれまで進めてきたそういった農政の方向性といえますか、そういったものを御理解いただいた上での回答というような形になっているのかなというふうに思っております。一方、消費者の方から、先ほども申しましたようにモニターさんの方にはこちらから情報をいろいろお伝えしているという話はさせていただきましたけれども、一般のネット調査でお答えいただいた方も含めて、個人ベースでは基本的に余り、担い手重視だとか、そういったこれまでの方向性ということではなくて、個人ベースの素直な、何といえますか、思いといえますか、そういったものが反映をされた回答になっているのではないかというふうに考えております。

なお、自給率について、カロリーベースで見るのが適当かどうかというようなお話がございました。我々、今年度末の食料・農業・農村基本計画の改定に向けて、自給率の指標についてもまたいろいろ検討していくというふうに考えているところでございます。いただいた意見等を今後の検討に活かしていきたいと思っております。

それから、藤井委員の方から輸出に関する実態というお話がございましたけれども、直近の数字で申しますと、2007年度が、これは商業ベースの輸出ということで御理解いただければと思うのですが、数量で申しますと940トン、金額ベースで申しますと5億2000万円、それから2008年が数量ベースで申しますと1294トン、対前年比は数量ベースで申しますと38%の伸びということになっております。金額ベースで申しますと6億4000万円ということになっております。主な輸出先としては香港、台湾、シンガポールということになっておりますけれども、最近またロシア等を含む欧米の方にも出ていっているというような状況になってございます。

それから、政府米備蓄のところでは19年産の4万トンのお話がありました。先ほど木村委員の方からも少しコメントがございましたけれども、19年産につきましては、19年の秋に34万トンの買入れを実施させていただきました。20年に入ってから、19年産のお米が少し不足しているというような関係方面からのお話があったということで、回転備蓄の考え方からすれば、お話があったとおり基本的には古いものから順に売っていくということをやっているわけでございますけれども、19年産につきましては、そういった関係者の

声を踏まえて試行販売という形で 20 年の 6 月から 7 月にかけて 4 万トンの販売を実施をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。現在は 17 年産から売っていくという基本的な考え方に基づいて運営をしているところでございます。

それから、MA 米の関係につきましては、昨年確かに国際的な穀物相場の上昇という中で、予定数量全量は買えなかったということで、約 7 万トンのショートということになっております。今年度はこれから MA の買入れをどうするかということになりますけれども、基本的にはこれまでのルールに従って対応していくということで考えているところでございます。

それから、何名かの委員の皆様からのお話がありました政府米の買入、それから販売ということでございます。基本的には回転備蓄ということでございますので、そのルールに従ってやっていかなければいけないわけですが、実際、その年、どれだけの数量を売れるのか、あるいは買入れすることができるのか、これはその年ごとの作況の状況ですとか、それから生産調整の取組状況、こういったものを踏まえながら具体的には決めていくということで対応せざるを得ないというふうに思っております。現在、21 年 6 月末では確かに政府備蓄は 86 万トンという数字になっております。基本的に 100 万トンという適正備蓄水準が 10 年に 1 度の割合で起こり得る大凶作、それから通常起こり得る凶作が 2 年続けて発生した場合、そういった事態を想定して、100 万トンの備蓄を持っていればそういった事態にも対応できるということで設定をしているところでございまして、現在、100 万トンの水準というものを基本に運営していくということでございます。現在、100 万トンまで確かに少し隙間があるわけでございますけれども、21 年産、この秋の作況、それから生産調整の取組状況、こういったものを踏まえながら、今後、備蓄運営ルールの中でどのように対応していくか、我々としても適切に対応していきたいというふうに思っております。

それから、先ほど木村委員の方から 3 月時点といいますか、確かに数字が大きくぶれたと、昨年の段階では 855 万トンということでしたけれども、結果的には 824 万トンというような結果が出ております。そういった意味で確かに我々としてもできるだけ情報についてはタイムリーに出していくべきだと、それは御指摘のとおりだというふうに考えております。前回、3 月の食糧部会においてもこの 855 万トンというところについて特段変更してございません。これは実は先ほどの話の繰り返しになってしまう部分はありますけれども、家計調査の数字を見ている限りは、それほど米の消費が落ち込んでいるというような

状況になかったということ、それから先ほどお話がございましたけれども、パンなり麺なり小麦関係の方にシフトしているかというお話がありましたけれども、実は昨年7月から今年にかけて申しますと、さきほど少し触れましたけれども、小麦の方が伸びているというようなデータにはなってございません。麦の価格は下がってきておりますのでこれから麦の方に少しシフトする、麦の方が伸びていくというような数字が出てくることは十分想定されるのですけれども、今年の3月の段階ではそういったデータも出ていなかったということで、その時点ではこの数字の変更ということは考えていなかったわけですが、当然我々が今申しましたように、できるだけ情報をタイムリーに出していくということは非常に重要なことですので、そういった点を踏まえながら、今後も適切に対応していきたいというふうに思っております。

それから、藤岡委員の方から厳しい御指摘をいただきました。確かに当方、食糧部の方で実施をしている調査の関係で非常に不適切な対応があったということで、先般、関係職員の処分もさせていただいたところでございます。この場をおかりしまして、改めてお詫びをしたいと思います。今後、こういった事態が発生しないように我々としても気を引き締めて取り組んでいきたいというふうに考えておりますけれども、具体的に藤岡委員の方から御指摘があった点は作況の関係でございます。きょうは統計部の方は出席しておりませんが、基本的に統計の作況につきましては皆さんもう御案内のとおり、標本調査ということで調査の制度設計をしているところでございます。その中で調査の精度をいかに高めていくのかということ、今の調査設計についても基本的にそれほど大きくぶれないというような形で調査設計はしているところでございますけれども、いろいろ現場の方から、確かに実感、生産者の皆さんとの実感の違いといいますか、そういった声はよくお聞きするところでございます。そういったところを現場においてもきちんと意見交換をしながら、これからもできるだけ統計のデータについて皆様からの信頼といいますか、そういったものをきちんと確保できるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

あと大坪室長の方から文科省の関係について。

大坪流通加工対策室長 流通加工対策室長の大坪でございます。

福代委員の方からお話がありました米の消費拡大の件でございます。米の消費拡大につきましては米飯学校給食の問題がございます。米飯学校給食については文部科学省と連携をしまして推進をしてきているところです。昭和60年に文部科学省の局長通知で週3回

程度という目標が定められたところでありまして、それが平成 19 年度に全国平均で達成されたということを受けまして、新しい文部科学省の通知が本年の 3 月 31 日に出しております。3 回以上を目標として推進するという、それから既に 3 回を達成した地域や学校については 4 回程度の新たな目標を設定することを促す旨の新しい通知でございます。この文部科学省の米飯学校給食推進のための新しい通知に対して、農林水産省としてもその目標を支援するためにいくつかの取組を行っております。文部科学省と連携して、メニュー講座とかセミナー的なものを、学校給食関係者、PTA の方々に対して、特に大都市部を中心にしてやっております。また、今年度はこれまでやっておりました政府備蓄米の無償交付事業、これは米飯学校給食を増加させる学校に対して前年度からの増加分について、昨年までは 6 割を交付しますよという事業だったわけですが、今年はこの新しい文部科学省の目標が出たことを受けまして、対前年比増加分の 10 割を交付するという形の制度に変えて、より目標を達成に資するようにしております。

それからもう一つは、補正予算でございます。補正予算で米飯学校給食の回数を増加させることを目的に取組を行っております。食育や学校給食の現場で非常に注目をされている高知県の南国市の家庭用炊飯器を使った米飯給食推進の取組事例がございますが、こちらにつきまして補正予算の方で事業を組みまして、御希望があるところについて支援をするという取り組みをしております。こちらは米飯給食の回数増加及び地産地消、地元産米をできるだけ使っていこうという取り組みを支援するものでございます。

そのほか、文部科学省との連携した米の消費拡大の件でございますが、「めざましごはん」キャンペーンというのをやっております。これは朝食欠食が特に 20 代、30 代の若い方で 2 割、3 割という非常に多い欠食率になっています。国民全体で見ても大体年間 50 億食程度の朝食欠食があるということでもあります。文部科学省等の統計では、朝食を欠食する子供たちは肥満の出現率が高いとか、あるいは朝食を欠食する習慣がある子供たちは、朝食を毎日取る習慣の子供たちに比べてテストの点数が低いとか、体力が低い、あるいはイライラをする度合いが高いなどのデータが公表されておりますが、こういうデータで訴えかけつつ朝食欠食の改善と米の消費拡大に今、農林水産省で取り組んでおります。文部科学省では「早寝早起き朝ごはん」ということでやっておりますが、両省とも連携をしながらこのキャンペーンをしているところでございます。

以上でございます。

林部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

村井計画課長 すみません、あと立花委員の方からお話がありました岩崎委員からのコメントについてでございます。現在、米の需要見通しをどう見るかという点でございますけれども、基本的にこれまで日本が米の生産、日本人の、日本の国民の主食用を中心にやってきているということで、現在、あくまでも主食用のお米を中心にしているということは事実でございます。例えば、米粉用米ですとか飼料用米、新しい需要もこれから伸ばしていかなければいけないというところではあるのですけれども、現時点ではまだまだボリューム感という点では主食用の米との比較で言うとかかなり小さいというようなこともございます。また価格も基本的には主食用のお米の価格、こういったものを中心に形成されているというようなこともございます。そういったことで、現時点では米の需給については主食を中心に見ていくという考え方でやっていきたいとは思っておりますけれども、ただお話があったように、新規需要米とかそういったところ、やはり目標を持ってやらなければいけないのではないかという御指摘はごもっともな点ではありますが、取組はこれからということでもございます。なかなか定量的な需要の見通しということは現時点では数字をつくるということは非常に難しいのですけれども、ただこれからどういうふうに具体的に進めていくのか、そういうことについては基本計画の策定に向けて我々も勉強していきたいというふうに思っております。

ちなみに現在、主食用以外の用途という意味において言いますと、既存の加工用米については大体毎年全国団体ベースでおよそ年間の希望数量と申しますか、そういった数字は取りながら取り組んでいただいているということにはなっております。ただ、なかなか加工用の需要についても必要な数量に届いていないという実態もございます。この加工用米についてきちんと需要を満たせるようにするにはどうすればいいのか、これも考えていきたいと思っております。

それから藤岡委員からの御質問の関係、もう一度補足をさせていただきます。先般、当方の方で不適正な調査があったということで発覚をいたしましたのは、今回のこの基本指針にも関連をいたします米穀の現在高調査なり在庫調査、食糧部の方で実施をしている調査の中でそういった不適正な事案が見つかったということでございます。なお、虚偽報告等の不適正な対応があったということで大変申し訳なく思っておりますけれども、この虚偽報告のあった部分についてこの調査結果の数値、これまで当方が取りまとめております数値に影響がないかどうか、そのところは検証をしております。虚偽報告の推定値とこ

れまでの結果、統計的に有意な差は出ないということで確認をしております。その点については御理解を賜りたいと思っております。

先ほどお話があった作況調査は、これは統計部の方で実施をしております。先ほど申しましたけれども、標本調査に基づいて実施をしているということでございまして、統計の理論に基づいて実際の数値との誤差というのが極力出ないような形で制度設計はしているところでございますけれども、繰り返しになりますけれども、確かに現場の方から、統計の数値と実感との違いといいますか、そういったところのお声はよく聞くところでございます。現場において意見交換、意思疎通を図りながら、できるだけ統計の数値についての信頼性を確保していくということが今後も重要だという認識であるということでございます。

以上でございます。

林部会長 ありがとうございます。

今井委員 すみません。

林部会長 はい、どうぞ、今井委員。

今井委員 先ほどの備蓄米の売る、買うについて、藤岡委員がルール化をしたらどうかという御意見があって、私も全く同感なのです。それについて触れられてなかったかと思しますので、どういうお考えかちょっとお聞かせください。

村井計画課長 基本的には政府米の販売、これは今定期的に実施をしているということでございまして、この1年間の数字で申しますと約20万トンというような数字の紹介をいたしましたけれども、現在の具体的な販売、1業者100トンを上限にするというような形で一定の制約をかけつつ、それから予定価格については1年間の同水準というようなことで、極力民間の市場には影響を与えないように実施をしているということでございます。定期的に販売をするという形でやっているところでございますけれども、こういった形で安定的に継続をするということ、定期的にやるということで市場関係者は織り込んでいただけるというふうに考えておりました、そういったことが民間市場への影響をできるだけ少なくするやり方になるのではないかと考えているということでございます。

あと備蓄水準につきましては、20年産については契約がもうすでに済んでいるというような実態もでございます。先ほども申しましたように、今後の備蓄の運営ルールの中でどう考えるかというのは、この21年産についての対応をどうするかということになるかと思っております。なお、現在、86万トンという数字、民間の在庫の状況等も踏まえれば、少なく

ともこの出来秋までの段階で国民へのお米の供給に支障が出るような状況にはないというふうにも認識をしているというところでございます。

林部会長 よろしいですか。

今井委員 はい。

林部会長 竹内委員、どうぞ。

竹内委員 若干繰り返しになるのですがけれども、私がさっき、消費者団体と消費者のアンケート結果が違っているということを申し上げたことと、自給率についての数字の持つ意味について、これはちょっとつながりがあるように私は個人的に思っているのですね。つまり、お話にありますように、現場の素朴な声を把握したいというお話がありましたが、よくこの現場と企画ヘッドクォーターの間にずれが生じるということはもうあちこち起きるので、農業団体でもそういうことをよく言われることがありますね。大企業化になったというのはしばしばそういうこともありますね。地方の時代だというのに地方の声がもっとも中央は把握できていないではないかと、しょっちゅうその議論があります。その場合によく起きる議論は、現場のことがわかっていない企画部門の方がおかしいのだというように即断されて取扱われる場合が多いですね。必ずしもそうではない。そういう意味で、あまり消費者団体と消費者の声というのはそう違わないのかと思ったら結構違うというので興味を持ったという意味であって、消費者団体のリーダーの方の認識がおかしいのではないかということ言うつもりは全然ないのです。しばしばそういうふうにとられる場合が多いのですよ。何でギャップが起きるかということ、やはり情報のギャップだと思うのですね。情報や持つ意味が、あるいは組織としては何をやろうとしているのか、農林省もいろいろ不祥事が起きたりする場合はしばしば現場なのですね。ですから、あちこちで起きる現象のギャップの1つの要因は問題意識や情報の共有がうまく図れていないということが多いものですから、しかもそれについて最近はそのような場合にはヘッドクォーターが間違っているというふうには即断されて議論される場合が多いですね。これは極めて即断の場合も全くケース・バイ・ケースだろうと思うのですよ。まあそれはいずれにしても、そういう1つの基本的な例として自給率のことを申し上げたのであって、年度末までいろいろ議論されるのは大いに結構ですけれども、単純に私は2つの数字があって、それなりの意味が違うのであれば2つの数字を出したらどうだということを行っているのですね。

さっき野菜のことを申し上げました。ここにおられる方はほとんど、何回も議論されていますからよく御存じだと思うのですがけれども、外で卵の自給率という話をすると、卵の

自給率は 100%に決まっているのではないかと、卵なんか輸入は 1 個もないわけですから。これ、卵の自給率はカロリー計算上は 10%ないのではないですか。これを言うと、「何それ」と言いますよ、大体。じゃあ国産牛、和牛、特に国産牛、「国産牛」ですよ。国産の牛の自給率、こんなの 100 に決まっているとみんな思うではないですか、国産なのですから。これ、3 割かそこらじゃないですか。ですから、持っている意味が違うわけですよ、定義が。ですから、定義が違えば、それぞれ持つ意味が違えばそれをベースにして政策の議論をするのであれば、土台の持つ意味が正確に理解されない人の間で議論したって、これはちゃんとした議論にならないのは当たり前ですよ。それが広範に起きているから、私は前から、2 つ数字があるなら 2 つ出してくれ、意味が違うなら意味が違うということを伝えてくれと。どっちが正しいかを研究した結果で国民に言ってくれなどということはいっていないのですよ。持つ意味が違うなら違う、定義が違うわけですから。その客観的なデータや数字を出してくれということを言っているのに、それが具体的にアンケートになるとまた 1 つしか出されていないから、これでは国民が誤解するのも無理がないなということで申し上げているので、さっきのことは私は 2 つつながっているというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

林部会長 ありがとうございます。

私たち研究の世界でもアンケートというのは非常に難しく、どういうふうに中立性を保とうかということがありますが、今回のアンケートは私の理解では、国民の多くが穀物があれだけ世界的に逼迫している中で、幾らお金を出しても買えない事態が生じるのではないかという全国的な不安がある中でカロリーベースをもとにされたというのは、それは 1 つの考えで、ただカロリーベースと金額ベースを両方出しても全体的な意味で言うと、今、竹内委員がおっしゃったことは国民には伝わらないので、私は自給率という考え方よりも、やはり自給する力がどういう程度あるのかというのは別の指標の方が本当はいいのだろうなと思っております。実際に先ほど竹内委員がおっしゃったように野菜などが非常に大切な食料の 1 つでありながら自給率にはカロリーベースで言うと反映しないという、これを金額ベースに反映させてもほとんど何の意味もないといひますか、お金があれば買えるというレベルの問題ではないだろうというような論議が進んでいる中では、だから私は両方出しても余り是正されないのではないかと思ひているのですが、これについては今後ともこの部会で論議を深めていけたらいいなというふうに思っておりますが、すみません、きょうはあと時間が 25 分しかなくなってしまったのですけれども。

藤岡委員 ちょっといいですか。

林部会長 どうぞ。

藤岡委員 たしか昨年の食糧部会でも私は質問したかと思いますが、コメ価格センターというのがありますね。これが1つの指標になってその年の米の価格というのは公開されるわけですが、今のコメ価格センターの取引の状況、数量、これを見ていると、もう相対取引よりはるかに量が少ない。あれが果たしてコメ価格センターとして公に公表される指標になり得るのかというのは非常に疑問に思うわけです。したがって、私は去年もその前もたしか話をしたかと思いますが、もしここがきちっと機能しないのであればもうやめるのか、あるいはもう抜本的に見直すのか、その辺のところはどう考えていらっしゃるのかということをお伺いしたい。

村井計画課長 今、藤岡委員の方から御指摘のありましたとおり、今実際のお米の取引はもう相対中心ということになっておりまして、コメ価格センターへの上場の一番の大手といえますか、大どころは全農さんということになるわけなのですが、全農さんの方としても基本は相対取引を中心に対応していきたいというような意向を持っていらっしゃると思います。そういった中でお話があったように、この20年産について言うと大体1万トン程度の上場数量ということになっているわけなのですが、その一方で確かに米の取引、その価格というものをどう考えるのか、指標としての価格の必要性、こういったことも、求められているわけございまして、そういった中でコメ価格センターのあり方、今御指摘があったように、義務上場に戻るとかそういったことは今の環境から言えばなかなかあり得ないということで考えると、確かに上場数量が伸びていくというような状況にないのですが、その一方でそういった指標価格というものをどういうふうに見ていくのか、現在、相対価格の調査ということで毎月、毎月公表はしておりますけれども、そういったもので足りるのかどうか、いろいろな御意見があると思います。この指標価格のあり方についても、これはセンターをどうするのかという問題にも直結するのですが、関係の皆さんの御意見を伺いながら、これから検討していかなければならない課題だというふうに認識をしております。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、この議題につきましてはこの辺で皆様の御意見を、まだ次に残るものについては今後11月に向けて論議を継続させたいと思いますが、本日の議題は農林水産大臣から諮問のございました「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)」、これをお認

めいただくかどうかということでございますので、これをここで決議していいかどうかということをお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。決議してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 ありがとうございます。

それでは、食料・農業・農村政策審議会令第8条第2項の規定により、議事の決定に必要とされている出席委員の過半数を超えておりますので、本件につきましては適当と認める旨決議いたします。

なお、本食糧部会の議決につきましては同時に審議会の議決となるということでございますので、後ほど食料・農業・農村政策審議会会長として、私の方から農林水産大臣に適当と認める旨の答申をしたいというふうに思っております。

その答申案を用意していただいておりますので、ただいまから配布していただきます。お目通しをいただきまして御確認いただけるかどうかということでございますが、「農林水産大臣殿 食料・農業・農村政策審議会会長」として、答申内容は「平成21年7月31日付21総食第435号で諮問のあった事項については、以下のとおり答申する。」ということで、この基本指針の策定について、「適当と認める」という内容でございます。これよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 どうもありがとうございました。

(2) 米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針の策定について

林部会長 それでは、引き続き「米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針(案)」について、事務局から諮問文書の読み上げを行っていただいて、引き続き資料についての御説明をお願いしたいと思います。

村井計画課長 それでは、御説明をさせていただきます。

米穀の新用途への利用の促進に関する法律につきましては、さきの通常国会におきまして4月17日に成立をし、4月24日公布、7月1日にすでに施行されているところでございます。この法律につきましては、米粉用あるいは飼料用といった米穀の新しい用途への

利用促進をするために、生産者、それから加工品の製造業者が連携をして取り組むということでの事業計画、それから新しい品種を育成するための計画、こういった計画を作成していただく制度を創設するとともに、この計画の実施に対して農業改良資金の償還期限の延長、あるいは種苗法の特例、こういった措置を講ずるといふものでございます。

まず資料3、諮問文書の方から読み上げをさせていただきたいと思ひます。

21 総食第437号

平成21年7月31日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針の策定について、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第3条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

続きまして、資料の4について説明をさせていただきたいと思ひます。

なお、この基本方針、この法律の中で農林水産大臣が定めることになっているわけでございますけれども、今後、この基本方針に沿って具体的な事業計画の認定を行っていくということになるということで御承知おきいただければと思ひます。

基本方針の方でございますけれども、柱が幾つかございます。「米穀の新用途への利用の促進の意義」、それから「米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向」、それから「生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項」、それから「米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項」、さらには「米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項」ということで、5つの柱からなっております。

まず第1、「米穀の新用途への利用の促進の意義」でございますけれども、ここにおきましては、国際的な食料需給の問題がある中で、我が国の主食用のお米については現在の水田面積の約6割で賄える。残りの4割の水田をどういふふうには有効活用していくのか、大豆・麦・飼料作物はもちろんなのですが、それに加えて米粉用米ですとか飼料用米、こういったお米の新しい用途への対応ということで、「新規需要米」といふような言い方もしてございましたけれども、こういった米粉用米、飼料用米等の取り組みというのが非常に重要である。この拡大・定着に向けて継続的・安定的に取り組んでいく、国としても継続

的・安定的に支援を行っていくということをうたっております。

続きまして、第2「米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向」ということでございます。その中でまず1点目、「生産者・製造事業者等の連携」でございます。やはりこういった新しい用途を定着、拡大させていくためには、生産者、それから製造事業者等が連携をし、確実に流通・加工・消費をすることが重要であるということをうたっております。それから2点目、「競合品と競争し得る価格での供給」ということでございます。新しい用途、これは基本的には例えば輸入小麦ですとかあるいはトウモロコシ、こうしたものへの代替ということが非常に大きなポイントになってきます。こういった競合原料と競争し得る価格での供給、これが必要であるということ、そのためには3のところになりますけれども、生産段階、あるいは流通段階、加工段階、それぞれの段階でコストの低減を図っていくことが必要であり、具体的には多収品種の導入、あるいは直播栽培の導入、パラ・フレコン流通の導入等、こういった取組を進めていくことが必要であるということをうたっております。4点目、「消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発」ということで、やはり新しい用途の需給規模を拡大するためには消費者に受け入れられる商品の開発というものが必要であります。こういったことに今後力を入れていかなければいけないということで、この4のところ書き込んでいただいております。

続きまして、第3「生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項」ということで、まず生産製造連携事業につきましては、生産者と米粉等、商品を製造・開発する製造事業者が基本となって連携して事業計画を立てていくわけでございますけれども、その事業計画の中で、今後の数量の拡大ですとかコストの低減、あるいは新しい商品の開発、こういったものについての目標の設定をしていただくとともに、その目標の達成に向けた具体的な措置というものを書き込んでいただくということにしております。なお、この「生産製造連携事業」につきましては、計画期間としては3年以上5年以内ということで定めているところでございます。続きまして「新品種育成事業」の関係でございます。今後、特に多収品種等、こういった新しい需要に向けたお米の品種をつくっていくということで収量の増加、あるいは加工適性の向上、こういったものを目標として設定をしていただきたいということで書き込んでおります。育種ということになりますので、ある程度の期間が必要だということで、こちらの方は計画期間を10年以内ということで規定しております。

それから、第4「米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項」ということで、先ほ

どからの繰り返しにもなるのですけれども、やはり新しい用途への利用を促進し、そういったものを定着、拡大をさせていくという意味においては生産者と実需者側のマッチングが重要です。こういったことにやはり取り組んでいかなければいけない、こういうことで盛り込んでいるところでございます。それから、「米穀の新用途への利用の促進に関する理解の増進」ということで、国・地方公共団体・農協等の関係者が、実需者に対してさまざまな情報提供をするということ、それから消費者の理解の増進、こういったところが今後のポイントになるということで書き込んでいるところでございます。

最後、第5のところでございます。「米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項」ということで、1つには「地域の水田の有効活用」という観点から、米粉用米、あるいは飼料用米についてはこれから進めていくということでございますけれども、当然自給力の低い大豆・麦、こういうものもきちんとこれから取り組んでいかなければいけないということでございます。そういったほかの作物も含めて、その地域の水田ビジョンの中でどういうふうに位置づけていくのか、各種農業振興計画の調和を図ってほしいということを書き込んでいるところでございます。それから2点目、「新用途米穀の適正な流通の確保」ということで、昨年事故米のときにも大変問題になりました。どうしても主食用のお米の方が価格面で有利だというようなことで、いわゆる横流れということが大変問題になるところでございます。新しい用途のお米の取組というのを定着・拡大させていくためにも、こういった不適正流通を基本的に防止するということが非常に重要で、そういった意味では適正流通の確保ということで幾つかの措置を書いております。例えば、(1)のところでは主食用米との区分管理を徹底してやってほしいというようなこと、(2)のところでは、関係事業者が取引に関する帳簿をきちんと備え付けてその状況を確認できるようにしてほしいということ、それから(3)のところでは、関係事業者の間において契約書を締結する際にこういった横流れ等、不適正な流通があった場合には違約金を取るなどそういった条項を措置していただきたいというようなこと、そういったことを書き込んでおります。(4)のところ、国としての対応でございますけれども、国としては当然、この適正流通の確保に向けてやるべきことをやらなければいけません。そういった中で法律に基づく立入検査その他必要な措置を適切に実施していくことをうたっております。それから3のところ、「新用途米穀等の安全の確保」ということでございます。こういった新用途の定着拡大ということを考えれば、関係生産者等が食品衛生法、あるいは飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、こういった関係法律を遵守して、基準に適合し

たお米をきちんと供給するということ、こういった取組が非常に重要だということであってあります。さらには適切な表示ということで、当然表示の関係も関係法令に従って適切に行うことが必要だということであっているところでございます。

以上で説明の方は終わらせていただきます。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、御意見、御質問、どうぞ、藤井委員。

藤井委員 すみません、この後、所用で失礼させていただきますので、簡単に感想を含めて発言させていただきたいと思っております。

米粉なりエサ米については結構前からいろいろ議論が出てきて、施策として農林水産省さんもいろいろやられてきたかというふうに思います。正直言って、そのときは盛り上がるのですけれども、なかなか長続きしなかったのかなというふうに思っております。今回、なぜなのかと私なりに考えると、やはり生産サイドの方に、農業者の方に飼料用ですとか米粉の増産みたいなことだけをお願いしていて、なかなか実需者とのマッチングがうまくいかなかったのかなというふうに思っています。今回の基本方針の中では実需者とのマッチングということを1つ大きな命題に掲げているということで大変高く評価をしたいというふうに思っております。

私ども生活協同組合でも古くから飼料米の取組については地域のJAさんとともにいろいろな形でやってきております。今回、御無理を申し上げて資料として生協の産直の取組みのパンフレットを配らせていただきました。この中の22ページから飼料米等の取組みが出ておりますのでお読み取りいただければというふうに思いますが、2001年に鳥取の畜産農協さんと京都生協さんが飼料米の取組みをやったりとか、その後、生活クラブさんと平田牧場さんですとか、パルシステムさんとJAの岩手さんなどの取組みが出ております。こうした取組みを経て、取り組んでいる生協さんといろいろ意見交換をさせていただきますと、一定程度長続きしているわけには2つあるのかなというふうに思っております。1つは、やはりこういうふうな飼料米を使って、肉質を含めておいしいねというような声をいろいろ言われています。今回、そういう意味で言えばこの中にも書いてありますけれども、新品種、新利用の際にはその用途適性に合った技術革新をするということを書いていらっしゃるんですが、ただ単純に輸入資料等の代替えという視点ではなくて、ぜひおいしい肉質になるですとか、それから米粉についてもその用途に適応した加工適性ですとかおいしさですとか、そういうことをぜひ追求していただくような技術革新をして

いただきたいというふうに思っております。

もう一つ、こうした取り組みが長続きしているのは、やはり消費者にこういう取り組みであるということをきちんと理解していただく、コミュニケーションをとるということを生協などは非常に努めてやってまいりました。水田の利活用というものは食料自給を考えても、先ほどありました自給力という視点からも非常に大事な視点かというふうに思っています。ぜひこういう新用途で、実需者との支援ということもありますけれども、消費者に向けてのコミュニケーション強化ということの御支援もぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上2点です。

林部会長 ありがとうございます。

立花委員、どうぞ。

立花委員 今の生協の藤井さんの御意見、基本的には私も賛成で、やはりどの産業もそうですが、自分たちのマーケットが狭まらないように、他の産業ではいろいろ工夫をしているわけで、やはりそのためには国に全部頼るのではなくて、自分たちもそういったマーケティングを含めて、あるいはイノベーションを含めてやはり自分たちでそういった取り組みをやり、それをベースに最近の営業というのは提案営業で、こういう使い方をすると非常にいいですよとか、そういったことをよりアクティブにやるためにも、やはり農業団体の方が少し金をかけて自分たちもこのマーケット、ほっておけば人口減の中で減っていくわけですから、どうやって拡大していくかという中で、そういったマインドがないところでは幾ら金をかけても上滑りしてしまうと思うので、ぜひ主体的に農業団体、あるいは生産者の方が、まあ一人一人ではなかなか研究開発は難しいでしょうけれども、それは団体の強みを活かして、やはりそういったファンドをプールして提案営業ができるようなベースをぜひ取り組んでいただきたいというのが第1です。

それから2つ目が、従来、私はこういう国が認定するやり方が本当にいいのかどうかという点は、私はちょっと正直言うと半信半疑な面があるのですが、地産地消とかということをこれまでここ数年いろいろ言われてきたわけで、米穀の新用途、特に口に入れる場合には、いろいろ地域の様々な取り組みが大事だと思うので、やはりそういった点について、国が個々の事業計画を認定するというのはどの程度本当にいいのかなど。むしろ今の、私は何も分権がすべてオールマイティとは思いませんけれども、やはりこのペーパーの中にも地方の団体、いろいろ国・地方公共団体・農協等関係者は生産者と実需者とのマ

ツチングに努めるということで、地方の役割はもちろん触れていますけれども、やはりこういった計画の認定そのものについて国がどの程度までかむのがいいのか、金は出すけれども、口は出さないというやり方が本当は一番望ましいかもしれませんが、なかなかそうはいかないにしても、地域の創意工夫なり独自性なり、あるいは地産地消という背後にある考え方、それをどうして尊重していくのか、そういった中で、地域のこれまでの伝統的な食に加えて米の新しい用途を工夫していくというそういったものをどう整合性をとっていくのかという点について、とかく霞ヶ関の方で認定するというそういったやり方が、どの程度、今回の場合、これが有効に機能するかという点について、ぜひ従来のそういった失敗を繰り返さないようにしていただきたいと思っております。

それからもう一つは、競合品と競争し得る価格での供給、これは非常に大事なことで、やはり生産者米価が戦後の高度成長期の中で生産性と関係なく引き上げられる、その前までは米と米を利用する加工産業との間で共存共栄の関係があったわけで、つまり日本酒ですとかあるいは米の粉ですとか、あるいは味噌、醤油等々、さまざまに米を、ただ炊いて食べる米だけではなくて、やはりそれを加工して食べる産業との間で共存共栄の関係ができてきたわけですが、それが米価の一方的な高騰でその関係が崩れてしまったということが背景としてよく指摘されるわけで、その意味で競合品と競争し得る価格での供給という、これが1つの大きな根っこにあるわけで、やはり今にして生産者の方も、単に米の価格を上げればそれで自分たちはハッピーだと思っていたが、そうではなくて、米のユーザーの立場にも配慮した形でこの価格がちゃんと決まっていけないと、やはり自分たちもマーケットのマインドを持ってお客様のニーズにどうこたえていくかということをごここに来て痛感しておられると思いますので、ぜひそういったこの辺のところの意識の変革といいましようか、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、神田委員、どうぞ。

神田委員 私も全体的にはこれでいいとは思いますが、二、三、意見とそれから心配な点を申し上げたいと思います。

1つは関係者が連携をしていくということについては当然のことで、ぜひしっかりやってほしいと思いますが、言うはやすしで非常に難しい点でもあろうとも思いますので、ぜひ連携できる仕組みとか環境づくりをしっかりやっていただけて進めていただきたいとい

うふうに思います。

それから消費者ニーズを踏まえた商品提供、開発ということで、これは当然のことですけれども、新用途への期待は大きいというように思いますが、実は先ほどの竹内委員にも共通すると思いますけれども、私たちはこういったことを進めるのはいいいとはいつつ、正確な情報というのでしょうか、そういったものが不足していると思うのですね。基本的な、例えば取り組む意義だとか、あるいは味や栄養について何か影響があるのか、あるいはむしろよくなるのか、そういったような情報について基本的なことについて知らないまま何となくいいなというふうに思っている部分がありますので、そういったことを、情報提供が不足していますので、きちっとやって欲しいということです。

それからもう一つ、先ほどの説明ではなかったのですが、この文章の中により付加価値の高い商品の開発が重要であるというふうに書かれています。これも重要な点だとは思いますが、心配というか、気になる点は、だからといって消費者の購入する価格が余りにも高くなっては困る。このことによって高くなっては困るなというのが、まあ法律の目的にもあるように、やはり食料の安定供給の確保に向けて水田の利用、活用をしていくのだというようなことですので、そこをしっかりと押さえて、付加価値をつけて高値で売るのが第一の目的ではなくて、基本のところがぶれないようにしてほしいというふうに思います。

それから最後に表示のことが触れられているのですが、ここに書かれていることはもちろん当然ですが、アレルギーのことばかりではなく、私が気になりますのはやはり景表法との関係で、優良誤認につながるような表示というものを懸念します。国産飼料を使っているということだけで誇大な宣伝というのでしょうか、そういったことにつながっては困りますので、そういったところを十分留意して進めるべきだというふうに思っております。

以上です。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、米濱委員。

米濱委員 我々一貫してずっとこの審議会では米粉のことを日本フードサービス協会として提案をしてきまして、こういう形になってあらわれてきたということは非常に喜ばしいことだと思います。しかし、この生産者のこと、そしてそれを加工する加工の製粉会社とかにはいろいろ力が入っていると思いますけれども、本当の消費者、本当にこれが商品としてどのように流通するかということについて、もっとそこに力を入れて実需がふえるように、我々も実際に我々の会社でパンとか、今うちは餃子に米粉を使ってパリパリ感を

出すとか、そういうことの商品の販売促進にもう少し力を入れて我々の協会も一緒になって、そして米粉の普及に努めるようにぜひ一緒にやっていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、福代委員と、そして藤岡委員と、短くお願いします。どうぞ。

福代委員 それでは手短に、生産拡大のためにはやはり需要の掘り起こし、これは利用の促進に関するこの基本方針の中にきちんと盛り込まれておりますので何ら申し上げることはございませんが、ただ生産者の立場といたしましては、今コスト割れの状況の中で、やはり手取りを確保する必要があります。このことだけはぜひお願いをしたいというところがあります。

それともう一点、加工用米につきまして、21年産においては非常に国産米に対する強い需要がある中で、供給量が不足している状況であるということを知っております。これがMA米にシフトされないかという、そういった懸念があります。今、生産者サイドですら作付けが終わっているところでなかなか難しいのですけれども、一生懸命進めておりますが、まずそこが解消されなかった場合に、この不足分について、例えば政府米での対応はできるものでしょうか。それから、農政、いろいろ本当に目まぐるしく変わってきておりますけれども、最後にこれは将来にわたって、生産者が安心して生産できるような振興対策とか所得確保対策、先ほどもちょっと御意見もございましたけれども、やはり生産者の立場からでは要望になるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、藤岡委員。

藤岡委員 ようやく生産調整に新たな道が開けたという意味では非常に高く評価したい。遅きに失したかなという感もありますが、今までもう40年近くずっと生産調整ということで米以外のものをつくるということで政策を進めてきたわけですが、どうしてもやはり地域とか場所によっては、湿田で麦、大豆はつukれないというところは今までこの生産調整に非常に苦労してきた。そういう意味では瑞穂の国、いわゆる米の国である我が日本がこの主食用以外にも道を開いたということでは1つの新しい試みで、私は非常に高く評価したいと思います。これが1つの契機になって主食用以外のいわゆる今回の米粉だとか飼料だとか、あらゆる加工品も含めて米の需要というのはもっと伸びていくようなことを期待したいと思っております。

1つだけ懸念されるのは、ここに米粉の生産出荷体制について、一元的に隔離して管理する、混米というか、不正な流通を避けるという意味でそういう方法が取られるのだと思いますが、農産物のいわゆる需要販売拡大とか、野菜も含めて、米もそうですが、今まで地域において、例えば直売所とか、そういうところで地道に地産地消をやってきて、今そういうところは非常に元気があるわけです。そういうところの地元の生産者が消費者と直に結びついて米粉を使っているいろいろなものを販売するというときに、このくくりがちょっと障害になりかねないのではないかという懸念がするわけです。そういう意味では、もっと生産者が米粉に加工して簡単に新しい商品をつくる、その辺のところの規制というかルールみたいなものも今後もう少し考えてもらえれば、必ずしも大規模に大量に消費・販売するというだけが販売に結びつくのではなくて、やはり小さいところから徐々に消費者と結びついていく販売の方法、消費の方法というのは、私は今までの農産物の販売を見ても非常に重要だと思いますので、その辺のところも今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、木村委員、どうぞ。

木村委員 水田のフル活用というのは今藤岡さんがおっしゃったように大変いいというふうに思ひます。米づくりができるということは米づくり農家にとっては大変いいというふうに思ひておひります。この中で生産製造連携事業ということに対しての今回は助成措置もある、それからそこがきっちり需要がつかめればといひますが、行き先が決まればそれに対して生産する農家の耕作面積に対しての助成も出るといひことはいいと思ひのですが、実際のエンドのユーザーのところの、先ほどもお話をしましたけれども、需要といひのが本当に今どこまであるのかということについては、私どもの組合員の中でも実際に米粉をやっているところがあります。月に数百トンつくっているところもありますが、なかなか思ひたようにいかない。だから、この契約といひのをうまくマッチングさせたとしても、余り急ぐと需要の実際のサイズを見誤ってこれを進めていくと、じゃあある種の主食用に流れない米といひのはこれからどういふふうになるのかとか、その適正な流通管理ができるのかとか、それから本当の需要を開拓していくためにそういうことが障害になって差し障りになってきやしないかといひことがちょっと気になるなといふふうに思ひておひります。生産者の方の手取りをこいふことによつて上げていくといふプランそのものは決して間違つてはいいないと思ひのですが、ただ実際の需要の方といひのは思ひたほどは今まだない。

だから、あまり急ぎすぎないということが大切ではないかというふうに思うことと、もう一つだけあるのですが、こういうところに、これ全体のコスト、米の生産コストを下げるというのもこのプランの中では全体の主食用を含めた中できつとあるというふうに思うのですが、ことし WTO、どういうふうな決着になるのかわかりませんが、もともと今の生産コストが、先ほどコスト割れだと福代さんもおっしゃっておられたのですが、生産コストをどのようなやり方で米を下げていくのかというのは常に大きなテーマだったはずなのです。最近、こういう話題が出てくると、主食用の生産コストのダウンということについて何か影がぼやけてきているのではないかと。実際に景気がここに来て少し、雇用以外については投資が少しふえてきたとかいう改善が新聞などを見ても出ておりますが、やはり消費者の方たちにしても、実際に今までの価格というものに対しての考え方にいろいろな自分たちなりに疑問があったり、それから生活レベルというのはこれに合わせた価格というのはどういふのだといろいろとあると思うのです。そういう生活をしていくためのものが。そういうときに、やはり米もしかりだと思っておりますが、すべてのものに対してどうやって生産コストを下げる努力をするのかというところの議論があまり薄まってしまふということは、全体的に日本の経済にとってもよくないというふうに思っています。

以上です。

林部会長 ありがとうございます。

大変貴重な御意見をいただきまして、ぜひこの御意見を反映した形でやっていただきたいのですが、計画課長から。

村井計画課長 立花委員の方からお話がありました、この法律、国家プロジェクトという位置づけのもとに国の方からの支援をさせていただくということで、認定を国の方がするという形になっておりますけれども、ちょうどいした御意見、当然具体的な計画の認定に当たっては地域の創意工夫が十分に活かせるように、そこのところは配慮していきたいというふうに考えております。

それから神田委員の方からもお話がありました付加価値の高い商品というところがございますけれども、これはいわゆる従来の小麦なりトウモロコシ、その代替だけではなくて、新しい商品開発ということで書かせていただいているつもりでございます。当然、消費者の皆さんに受け入れられるような形での商品の提供、これは当然、要素としての価格面も含んでいくということでございますので、お話があったことを十分踏まえて実際の事業者にもを考えてやっていただかなければいけない点だというふうに認識をしております。

それから表示の関係につきましても、関係省庁ときちんと連携をとりながら対応していきたいというふうに考えておりますし、あとこの米粉・エサ米法とあわせて、昨年、米のトレーサビリティ法、それから食糧法の改正法が成立をしております。この中で、米のトレーサビリティ法の中でいわゆる産地情報伝達というような仕組みも盛り込んでおります。具体的な詳細につきましてはこれからまた政省令を定めていかなければいけないわけでございますけれども、そういった中で今御指摘のあったような御意見も踏まえながら、これからの制度設計に生かしていきたいというふうに考えております。

それから、福代委員の方からもお話がありました、今現在の確かにコストとかそういったことを考えるとなかなか米粉なりエサ米として出す場合に見合わないというのは御指摘のとおりだというふうに我々は認識をしております。そういった中で21年度の当初予算、水田等有効活用交付金、それから21年度の補正予算におきましても需要即応型生産流通体制緊急整備事業ということで支援措置を用意させていただいております。今年度の取組についてはこれらの支援措置を十分活用していただければというふうに考えておりますし、また加工用米のお話もございました。私も冒頭少し触れましたけれども、いずれにしてもできるだけ主食用だけではなくて、主食用以外のお米の需要も踏まえて、できるだけ水稻の作付けをふやしていくという形、こういったことが今後の方向性として非常に重要だというふうに考えております。御指摘があった点も踏まえて、また基本計画の策定に向けた米政策の議論の中で十分考えていきたいというふうに考えております。

それから、藤岡委員の方から御指摘のあった点につきましても、基本的な横流れ防止についての取組はこの基本方針の案に書かせていただいているとおりというふうに考えておりますけれども、当然、具体的な事案に則してどういったことをお願いするかは、それは個々の判断がございました。そういった地域での取組を阻害することのないように、そのところは十分配慮をしていきたいというふうに思っております。

それから木村委員の方からも幾つかお話がありましたけれども、特にコストダウンの関係、主食用のお米も含めてコストを下げていかなければいけないということは、当然我々は引き続き重要な課題だというふうに認識をしております。また、主食用のお米だけではなくて、こういった新しい用途のお米の需要をふやす、それによって水稻の作付けを拡大していく、そういったことがひいては主食用のお米のコストダウンにもつながっていくというふうに考えておりますので、そういった稲作全体をどうするのかというような観点からこういった課題にも取り組んでいきたいと考えております。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、本部会として「米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針（案）」、この内容を適当と認めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 ありがとうございます。

全員、「異議なし」ということで、食料・農業・農村政策審議会令第8条第2項の規定により、議事の決定に必要とされている出席委員の過半数を超えておりますので、本件につきましては適当と認めるという議決をいたします。

なお、本件につきましても、後ほど食料・農業・農村政策審議会議長として、私の方から農林水産大臣に適当と認める旨の答申をしたいというふうに思います。

その答申案をただいまから事務局から配布していただきますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

特に読み上げませんけれども、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 ありがとうございます。

それでは、本日本日の議事はすべて終了いたしました。

最後になりますけれども、本日の議事につきましては、議事録として整理し、最初に申し上げますように公開いたします。その整理につきましては、私に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

高橋総合食料局長 ちょっと最後に一言、お礼だけ。

林部会長 ありがとうございます。

高橋総合食料局長 本日は御審議いただきまして、ありがとうございます。

今回の2つの指針についても熱心な御議論をいただいたわけでございます。特に、今日御議論いただきました米の需要の把握というようなことにつきましては、資料をごらんいただければおわかりになられるとおり、実は毎年度増減を繰り返しているというような実績が出ております。これは期首と期末の在庫の変動に生産量というような形で供給ベースで把握をするというところにどうしても限界があるわけでございます。ただ、基本的に長期

の食生活パターンでございますとか、あるいは人口、年齢構成の変化、この長期変動に対して、例えば最近の経済状況の変化みたいな短期の要因というものをどのように見ていくのか、なかなか資料上の限界等というものもございまして説明が不十分な点もあったわけでございますけれども。私どもとしてはなるべく今後のところもきちんとできるだけ押さえるようにして、また11月等にお示ししたいというふうに思っております。

それからもう一つ、やはり重要な課題といたしましては、水田農業をどのように健全な形でしていくのか、あとの指針等にもございました。やはり水田という装置をきちんと使っていく。工場で言えば稼働率を上げるということが生産性そのものを上げるわけでございますが、ただやはり今のような状況のままで新規の用途の生産を進めるということだけではそれほど大幅な生産性の向上にならないのだろうと思っております。新しい適正な需要に見合った品種の導入でありますとか、栽培方法の確立、これも個別の生産方法だけではなくて、地域の栽培体系全体にまでどのようにしていくのかというようなことも生産性の向上のためには非常に重要だと思っております。いわゆる主食部分と、それからこのような加工、新規事業の部分、エサも含めてどのように考えていくのか、生産体制としてきちんと確立をしていく、これも担当局ともよく連携をとりながら進めさせていただきたいと思っております。

なお、やはり私ども今日お示ししている需給というのはどういう観点から需給見通しをつくるかということでございますので、1つの政策目的から言えば、供給サイドから言えばつくったものの全体の需給をどう見るかということも大事かもしれませんが、主食として安定的に国民消費者に供給をするという観点で見ますと、やはり主食は主食としての需給はどうなっていくのか、エサと一緒に全部をひっくるめてやるということはいかなるものかなというふうに思っております。生産サイドから見る場合にはまた別な論点があるわけでございますけれども、消費者国民にとってお米の需給はどうだといったときにはやはりこの一番重要な主食部分ということをきちんと押さえる必要があるのではないかとこのように思っているわけございまして、いろいろな御意見をいただいた上でまた私どもとしても適切な需給指針を定めてまいりたいと思っております。

本日は本当に貴重な御意見をありがとうございました。これをもとにまた私どもとしての政策展開を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。おしまいの御挨拶にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

林部会長 ありがとうございました。

(3) そ の 他

前島需給調整対策室長 それでは、少し事務的な連絡がございます。次回の食糧部会につきましては11月下旬、休日の関係がございますので実際には24日以降ということになると思いますが、11月下旬に開催をお願いしたいと考えております。具体的な日程につきましては皆様の御都合をまた別途お伺いさせていただきまして、追って御連絡申し上げます。

それでは、本日は本当に長時間にわたりまして熱心に御議論いただき、ありがとうございました。

林部会長、お疲れさまでございました。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉 会